

## 第13回 組合契約等

2015/11/16  
松岡 久和

## 【組合契約】(267-274頁)

## 1 組合契約の意義と機能

- ・ 共同事業目的の出資：双務・有償・諾成契約（667条）；ただし、**合同行為**  
⇒双務的債務の牽連性を前提にする一般原則は不適用  
**改正法** 新667条の2、667条の3はこの趣旨を明記
- ・ 組合と法人との関係及び**権利能力なき社団**の位置づけ  
**法による法人格付与例** 合名会社（会2条1号・3条）、建物区分所有者の管理組合（建物区分3条）、建替組合（建替円滑化法6条1項）、労働組合（労組11条）、農業協同組合及び連合会（農協5条）、弁護士法人（弁30条の2以下）  
**法人格のない組合の例** JV（共同企業体。最大判昭45・11・11民集24巻12号1854頁）、会社の発起人組合（大判大7・7・10民録24輯1480頁）

## 2 組合の設立

- ・ 黙示の契約でも可能  
**判例** 東京高判昭51・5・27判時827号58頁（269頁コラム㉞）
- ・ 共同事業の営利性、継続性は不問
- ・ 出資は労働力の提供でもよい（667条2項）
- ・ 金銭出資の履行遅滞の場合、法定利率を超える損害賠償責任（669条）

## 3 組合の業務執行

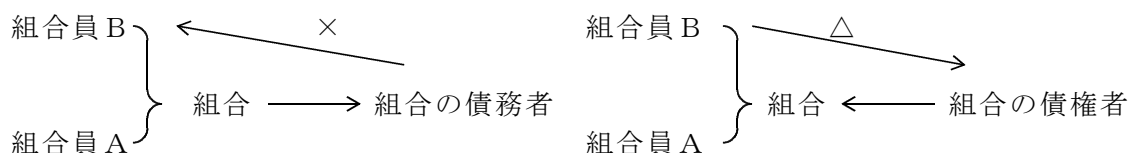
- ・ 原則は組合員（または業務執行者）の過半数議決・各組合員の執行（670条1項・2項）  
**改正法** 業務執行者への決定・執行の委任を明記し整理（新670条1～3項）  
**業務執行者に委任していても総組合員の同意による決定・執行が可能(同4項)**
- ・ 常務は単独執行・相互代理（670条3項＝新5項）
- ・ 組合規約等による業務執行者の代理権制限  
**判例** P258（内部的な権限制限は善意・無過失の第三者に対抗できない：組合側に立証責任）
- ・ 組合名や肩書付個人名による行為は代理行為  
**判例** P259（組合代表が振り出した手形については組合員が共同振出人として責任を負う）  
**改正法** 組合代理を新設（新670条の2：常務を除き業務執行者の代理が優先・過半数要件）
- ・ 業務執行者と組合員の関係（671-673条 **改正法** **業務の執行⇒業務の決定又は執行**）
- ・ 訴訟担当能力（民訴29条）  
**判例** 最判昭37・12・18民集16巻12号2422頁（組合の当事者能力を肯定）  
最大判昭45・11・11民集24巻12号1854頁（業務執行組合員に対する訴訟追行権授与）

## 4 組合の財産関係

**Case 13-01** A Bら10名がY組合を作るに際しては、組合の本件財産の獲得につき次のような方法を採用した。いったAがBから本件財産を買い受け、その後成立したY組合に右財産を譲渡し、同時にAのBに対する代金債務100万円をY組合が引き受けた。Bからの債権の譲受人XがY組合に代金全額の支払を求めたところ、Y組合（業務執行組合員A）は、代金債権はBの負担部分10万円については混同消滅しているので、その分を控除して90万円だけを支払えばよいと主張する。この主張は認められるか。

- ・ 組合財産の帰属（668・676条。P256=~~共有説~~\*←→**合有説**－**団体的制約**）
- ・ 組合の名前で負った債務の二重性（675条←→会104条・580条）  
**判例** P257（ケースと類似の場合に混同消滅を実質的な利益較量で否定）
- ・ 利益分配（674条・675条 **改正法** **新675条は組合債権者の選択権を明記**）

- ・組合財産の充実・維持（676条1項・677条 **改正法** 新676条2項新設、新677条持分処分に拡張）



## 5 組合員の変動と組合の解散

- ・任意脱退（678条） やむをえない事情があれば常に脱退は可能  
 存続期間の定めがないか不定のときは、組合に不利な時期以外随時脱退可能
- ・法定脱退（679条。680条の除名を含む）  
 →脱退の効果（681条） **改正法** 新680条の2で脱退組合員の責任を明記  
**判例** P260（7人のヨットクラブ事件：任意脱退を許さない約定は無効）
- ・新規加入や組合員の地位の譲渡 **改正法** 新677条の2で加入と加入者の責任を明記
- ・組合の解散（682-684条）と清算（685条以下） **改正法** 新682条で解散事由を追加  
 ※一人組合の扱いは引き続き解釈に委ねられる

### 【組合と法人・整理と対照】（273頁 表13-1）

Y<sub>1</sub>～<sub>3</sub>の3名（からなる団体）が土地を買ったり借金をした場合を想定する。

		単純共有	組 合	権利能力 なき社団	法 人
団体による 拘束		団体性はきわめて希薄で、結合関係は一時的で拘束も弱い。	団体性は弱いだが、各人の権利は結合関係が続く限り、共同の目的に拘束される。	団体性が強く構成員の権利はむしろ団体所有の実質の反射でしかない。	団体自体の権利が構成員の権利と完全に分離独立している。
土 地	所有形態	Yらの共有。	Yらの合有。	Yらの総有。	法人の単独所有。
	持分権	有。	有（ただし潜在的）。	なし（構成員としての利用権のみ）。	なし。
	持分権の 譲渡	できる。	できるが、対抗できない。	できない。	できない。
	分割請求	原則としていつでも可能。	脱退による清算のみ可能。	できない。	できない。
借 金		連帯特約なければYらの分割債務。	組合の全額債務とYらの分割責任が併存。	社団自身の全額債務。Yらの責任の併存については説が分かれる。	法人自身の全額債務。構成員が責任を負う場合も補充的。

表13-2 組合員の脱退

やむを得ない事由	存続期間	確定有期	定めがないかある組合員の生存中とされた場合
有		脱退可能（678条2項）	脱退可能（678条1項本文）
なし		脱退不可能	組合に不利な時期 脱退不可能 （678条1項ただし書） それ以外の時期 脱退可能

## 【組織型の要素を持つ契約】

### 1 フランチャイズ契約（特定連鎖型事業契約）

- ・特徴：商標・ノウハウの提供と権利金（ロイヤルティ）・売上歩合の支払い
- ・問題点：不当勧誘・高額の違約金・競業禁止義務

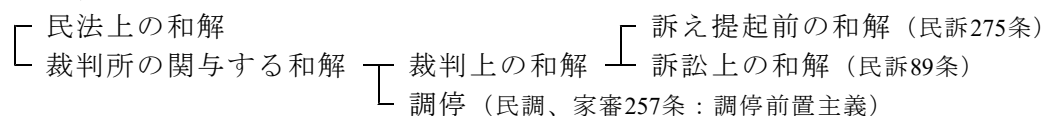
### 2 会員権契約

- ・預託金会員型・法人型・共有型（ゴルフ会員権の場合ゴルフ会員権法の規制）
- ・マルチ商法（連鎖販売契約－特定商取引法で実質的に禁圧）

## 【和解契約】（274-276頁）

### 1 和解契約の意義と要件

- ・互譲による紛争の終結（695条）。双務有償契約
- ・和解の種類



裁判上の和解や調停で調書が作られると、**債務名義としての効力**がある

### 2 和解契約の効果

**Case 13-02** XがYに対して起こした売買代金請求訴訟において、Xが仮差押したYの「金菊印特選苺ジャム」150箱をYが代物弁済として提供する代わりに、XはYの債務を免除し訴えを取り下げる旨の裁判上の和解が成立した。ところが問題のジャムは安物の林檎や杏がほとんどの粗悪品であることが判明したので、Xは訴訟を続行した。Yは、和解契約によりXの訴は不適法となった、少なくとも債権は消滅したので請求は棄却されるべきである、と主張する。

- ・和解契約の**確定効**（696条）と錯誤主張  
判例 大判大6・9・18民録23輯1342頁（無効な転付命令の有効性誤信）  
P261（金菊印苺ジャム事件－和解による代物弁済目的物の品質錯誤・瑕疵担保より優先）
- ・和解と後遺症⇒損害賠償債権の個所に譲る